

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 告 示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 七八八<sup>ページ</sup>

長良川地域森林計画の樹立

(林 政 課) 七八八

木曾川地域森林計画の変更

(同) 七八八

揖斐川地域森林計画の変更

(同) 七八八

宮・庄川地域森林計画の変更

(同) 七八八

飛驒川地域森林計画の変更

(同) 七八八

道路の区域変更

(道路維持課) 七八九

急傾斜地崩壊区域の指定

(砂 防 課) 七八九

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 七八九

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 七八九

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 七九〇

政治団体の異動事項の公表

(同) 七九一

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 七九二

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 七九二

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 七九三

### 収用委員会告示

土地収用法施行令に基づく公示送達

(収用委員会) 七九三

## 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
各務原都市計画の図書の縦覧

(環境生活政策課) 七九三  
(都市政策課) 七九四

第 二 千 二 百 十 二 号

平 成 二 十 二 年 十 二 月 二 十 八 日

( 火 曜 日 )

告示

岐阜県告示第六百五十号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第二十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等	
映画	淑女の裏顔	暴かれた恥唇	オーピー映画	
	いんび快楽園	感じて	オーピー映画	
	若妻と熟女妻	絶頂のあえぎ声	オーピー映画	
	ドムステインク		チイエムシー	
	いつもより素敵な夜に		フルコビクチャース	
	悪魔を見た		コロビダイトスタジオ	
	サヴァイヴァインク	ライク	夢は第二の人生	グイーンライツ
	ビー・デビル			キングレコード

2 指定年月日

平成22年12月28日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域	敷地の幅	延長	備考
一般	二百五十六号	関市洞戸阿部字クジラ一五三五番一	地先から	別前変区 後後更更	員敷 (メ ール)	延 (メ ール)	考
国道	同市同	字同	一	後	七〇 〇	七〇 〇	
	五四六番	一	地先まで		七〇 〇	七〇 〇	

岐阜県告示第六百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区域
小宮神（3）	次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 揖斐郡揖斐川町春日小宮神 字村之内 九三二番四 九四八番一 地先道路敷 七号

九四六番一	八号
九三七番四	九号
九二七番一	二号
九一九番四	三号及び四号
九一五番五	五号
九一三番一	六号
字地蔵ノ尾	
字汁タレ	

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〔

岐阜県告示第六百五十八号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一中「輪之内町」を「輪之内町 安八町」に改める。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
総務課 大松利幸

- 1 平成22年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数  
1,690,814人
- 2 総数の50分の1の数  
33,817人
- 3 総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)  
348,469人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	335,378	111,793
大垣市	145,249	48,417
高山市	77,001	25,667
多治見市	93,649	31,217
関市	74,045	24,682
中津川市	67,735	22,579
美濃市	19,150	6,384
瑞浪市	32,364	10,788
羽島市	54,559	18,187
恵那市	44,922	14,974
美濃加茂市	39,819	13,273
土岐市	50,248	16,750
各務原市	117,830	39,277

可児市	93,268	31,090
山県市	24,548	8,183
瑞穂市	38,922	12,974
飛騨市	22,907	7,636
本巣市	42,506	14,169
郡上市	38,266	12,756
下呂市	30,558	10,186
海津市	31,677	10,559
羽島郡	36,359	12,120
養老郡	26,375	8,792
不破郡	29,485	9,829
安八郡	19,936	6,646
揖斐郡	58,875	19,625
加茂郡	45,183	15,061

岐阜県選挙管理委員会告示第百十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたもの、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり指定した。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
伊藤たかよし後援会	西尾弘行	本庄清	瑞浪市西小田町3 14
大野一生を育てる会	藤沢昭男	橋好孝	岐阜市領下1 54 1
岐阜市の福祉と住民主権を考える会	関谷雅彦	関谷雅彦	岐阜市茜部大野2 184 3
佐藤まき友の会	佐藤真紀	佐藤淳子	大垣市本町1 60
税理士による渡辺猛之後援会	加藤敦司	溝口孝	美濃加茂市太田町1797 1
つじふみおと市政を考える会	辻登美郎	佐藤好広	美濃市上野438 2
富田こうじ後援会	富田耕二	富田千夏	岐阜市上土居4 4 18
古田ひでふみ応援隊	佐藤務	大井康次	美濃市俵町2156
堀たかかず後援会	堀隆和	堀竹美	羽島市小熊町内栗野6098 1
水野よしちか後援会	水野吉近	水野吉近	岐阜市尻毛1 137
渡辺さとし後援会	渡邊敏	渡邊護	安八郡神戸町大字神戸619 1

岐阜県選挙管理委員会告示第511号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜県測量設計業支部	代表者の主たる事務所の所在地	篠田徹 岐阜市青柳町2 10	篠井力 岐阜市数田南3 1 21
たちあがれ日本岐阜県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	美濃加茂市西町2 24 1	美濃加茂市太田町1934 2
民主党岐阜県参議院選挙区第一総支部	主たる事務所の所在地	岐阜市元町5 10	岐阜市西駒代町14



等を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
富田 耕二	岐阜市議会議員	富田こうじ後援会	岐阜市上土屋4-4-18	富田 耕二
水野 哲近	岐阜県議会議員	水野よしちか後援会	岐阜市尻毛1-137	水野 哲近

岐阜県選挙管理委員会告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
今井 雅人	今井まさと後援会	主たる事務所 の所在地	可児市広見 1854	可児市下恵土 2942-2
平田 健一	新政経フオーラ △清風会	主たる事務所 の所在地	岐阜市元町5 10	岐阜市西駒爪町 14

### 収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第五号

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達をする。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県収用委員会  
会長 端元博保

公示送達

存否 不明。岐阜県関市側島字島崎五四九〇番の土地登記簿表題部所有者 下野 甚助 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により右の者に送達すべき左記書類は、岐阜県収用委員会事務局（岐阜県東土整備部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成二十二年十二月十日付けの平成二十二年岐阜収委第三、四号収用事件の判決書

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十三年一月六日をもってその書類の送達があったものとみなします。

平成二十二年十二月十六日

岐阜県収用委員会

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ORGAN
- 三 代表者の氏名 蒲 勇介
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市朝屋町三一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の担い手づくり・協働の場づくり・

合意形成支援事業、また地域資源を発掘、活用した体験交流型プログラムのコーディネート事業などを通じて、長良川流域に生きる当事者が、失われつつあるいのちのつながりを受け継ぎ、「お互いさま、おかげさま」が当たり前の持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
- 各務原都市計画用途地域

縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
- 各務原都市計画準防火地域

縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
- 各務原都市計画地区計画 朝日西地区地区計画

縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
- 各務原都市計画地区計画 三ツ池西地区地区計画

縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課



各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画地区計画 テクノプラザ地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

平成二十二年十二月二十八日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター